

厚生省組織令の一部を改正する政令案要綱

- 一 大臣官房厚生管理官の設置、職務及び定数を定めること。
- 二 大臣官房統計調査部機械集計課及び公衆衛生局環境衛生部環境整備課の設置及び所掌事務の範囲を定めること。
- 三 引揚援設局未帰還調査部調査官の定数及び職務を改めること。
- 四 大臣官房人事課、大臣官房総務課、大臣官房会計課、大臣官房統計調査部製表課、公衆衛生局環境衛生部環境衛生課及び同局同部水道課、医務局総務課及び同局管理課並びに薬務局企業課の所掌事務を改めること。

厚生省組織令の一部を改正する政令案

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七條第六項及び第二十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。
厚生省組織令（昭和二十七年政令第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「一室」の下に「並びに厚生管理官一人」を加え、同条第二項中「左の三課」を「次の四課」に、「製表課」を「製表機檢集計課」に改める。

第二条中「左の事務」を「次の事務」に改め、同条第四号中「厚生、保健」を削る。

第三条第九号中「企画室」の下に「並びに厚生管理官」を加える。

第四条中「左の事務」を「次の事務」に改め、同条第四号を削り、

第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削る。

第五条の次に次の一条を加える。

（厚生管理官）

第五条の二 厚生管理官は、次の事務をつかさどる。

- 一 職員の厚生及び保健に関すること。
- 二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三條第一項の規定により厚生省に設けられた共済組合に関する

こと。

三 管轄に属すること。

四 省内の福祉施設に関すること。

第八条を次のように改める。

(製表誤)

第八条 製表誤においては、次の事務をつかさどる。

一 厚生省の所管行政に必要な統計の製表(機械集計を除く。)を行なうこと。

二 製表材料、製表結果の材料(穿孔票を除く。)及び製表結果の原表の保管を行なうこと。

第八条の次に次の一条を加える。

(機械集計誤)

第八条の二 機械集計誤においては、次の事務をつかさどる。

一 厚生省の所管行政に必要な統計の機械集計を行なうこと。

二 製表結果の材料のうち穿孔票せんの保管を行なうこと。

第十一条第一項中「左の」を「次の」に改め、同条第二項中「四誤」を「五誤」に、「環境衛生課」を「環境衛生課 環境整備課」に改める。

第十九条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を削り、第十号を第七号とし、同条第十一号中「環境衛生に関すること。」を「環境衛生に関する事務で他課の主管に属しないもの」に改め、同条を同条第九号とし、同条中第

十二号を第十号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 ^{はい} 糞便、尿等その他による公害の防止に関すること。

第十九条の次に次の一条を加える。

(環境整備法)

第十九条の二 環境整備法においては、次の事務をつかさどる。

一 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)の施行その他清掃に
関すること。

二 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の施行に關するこ
と(終末処理場に関する部分に限る。)

三 清掃施設及び下水道の終末処理場の築造及びその維持管理に

関し、指導監督を行なうこと。

四 清掃施設及び下水道の終末処理場に関する調査研究を行なう
こと。

五 ねずみ鼠、こん虫等の駆除に關すること。

六 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)
の施行に關すること。

第二十条第二号を、同条第三号中「、下水道の終末処理場の築造

を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条第五号中

「及び下水道の終末処理場」を削り、同号を同条第三号とし、同条

第六号を同条第四号とする。

第二十四条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第

十一号から第十三号までを二号ずつ繰り下す。

第二十六条中「左の事務」を「次の事務」に改め、同条第四号
を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 国立病院及び国立療養所の事務監査を行なうこと。

五 医務出張所に関すること。

第三十三条中「左の事務」を「次の事務」に改め、同条第三号中
「及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八
十五号）」を「、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年
法律第百八十五号）及び小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法
律第百五十五号）」に改め、同条第四号中「及びこれらに関する」
を「並びにこれらに関する輸出入取引法（昭和二十七年法律第二

九十九号）及び」に改め、同条第五号中「登録に関すること」を「
登録並びに医薬品及び医療用具の輸入販売の許可を行なうこと」
に改める。

第六十四条第二項中「三人」を「一人」に改める。

第七十二条中「分掌する」を「つかさどる」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

大臣官房に厚生管理官一人を、大臣官房統計調査部に機械集計課を、公衆衛生局環境衛生部に環境整備課を、それぞれ設置するとともに、関係課の所掌事務を整理する等の必要があるからである。

厚生省組織令の一部を改正する政令案参照条文

厚生省

目次

- 一 国家行政組織法(抜すい)……………一
- 二 厚生省組織令(抜すい)……………二

一 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）抜すい

第七條第六項 庁、官房、局及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これ等の設置及び所掌事務の範囲は、法律の範囲内で、政令でこれを定める。第二十條第三項 官房、局、部又は委員会の事務局に、特に必要がある場合において、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くとき、又は課（課に準ずる室を含む）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くときは、これ等の設置、職務及び定数は、別に法律を定めるものを除く外、政令の定めるところによらなければならない。

二 厚生省組織令（昭和二十七年政令第三百八十八号）抜すい

（大臣官房の介課）

第一条 大臣官房に、統計調査部及び国立公園部に置くもののほか、次の三課及び一室を置く。

- 人事課
 - 総務課
 - 会計課
 - 企画室
- 2 統計調査部に、左の三課を置く。
- 指導課
 - 計材課

製表課

る 国立公園部に、左の二課を置く。

管理課

計画課

(人事課)

第二条 人事課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 大臣、政務次官及び事務次官の官印並びに省印を制定し、管理すること。
- 二 厚生省の内部組織及び職員の設定に関すること。
- 三 職員の職階、任免、給与、介限、懲戒、服務その他人事に関すること。
- 四 職員の敬養、訓練、厚生、保健その他能率増進に関すること。
- 五 公務災害補償及び恩給に関すること。
- 六 栄典、表彰及び儀式典礼に関すること。
- 七 機密に関すること。

(総務課)

第三条第九号 前各号に掲げるもののほか、大臣官房の事務で他課及び企画室の主管に属しないもの

(会計課)

第四条 会計課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 一般会計及び特別会計に関する経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
- 二 会計監査を行うこと。
- 三 国有財産及び物品に関すること。
- 四 管轄に属すること。
- 五 庁内の取締を行うこと。
- 六 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第三条第一項の規定により、厚生省に設けられた共済組合に属すること。
- 七 省内の福利施設に関すること。

(製表課)

第八条 製表課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 人口動態統計の製表を行うこと。
- 二 前号に掲げるものの外、衛生、社会福祉その他厚生省の所管行政に必要な統計の製表を行うこと。

三 統計原表及び調査表の整理及び保管を行うこと。

(公衆衛生局の分課)

第十一号 公衆衛生局に、環境衛生部に置くものの外、左の七課を置く。

- 企画課
- 栄養課
- 保健所課
- 結核予防課
- 防疫課
- 精神衛生課
- 検査課

2 環境衛生部に、次の四課を置く。

- 環境衛生課
- 水道課
- 食品衛生課
- 乳肉衛生課

(環境衛生課)

第十九条 環境衛生課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 環境衛生部の主管に属する事務の総合的企画及び調整を行うこと。
- 二 興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)、旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)及び公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)の施行その他多量集会する場所の衛生に關すること。
- 三 理容師法(昭和二十二年法律第百三十四号)及び美容師法(昭和三十一年法律第百三十五号)

- 第百六十三号の施行に關すること。
- 四 クリーニング業法（昭和二十五年法律第百七号）の施行に關すること。
- 五 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の施行その他清掃に關すること。
- 六 ねずみ族、こん虫等の駆除に關すること。
- 七 環境衛生関係営業の運営の適正化に關する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の施行に關すること（飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業及び冰雪販売業に係る環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会に關する事務を除く。）
- 八 中央環境衛生適正化審議会に關すること。
- 九 墓地、埋葬等に關する法律（昭和三十三年法律第四十八号）の施行に關すること。
- 十 公衆浴場の料金の統制に關すること。
- 十一 前各号に掲げるものの外、建築物衛生その他環境衛生に關すること。
- 十二 前各号に掲げるものの外、部の事務で他課の主管に属しないもの

(水道課)

- 第二十條 水道課において、次の事務をつかさどる。
- 一 水道法（昭和三十三年法律第百七十七号）の施行に關すること。
水道の施設の認可を行ふこと。
 - 二 下水道法（昭和三十三年法律第百七十九号）の施行に關すること（終末処理場に關する部分に限る。）
 - 三 水道施設、下水道の終末処理場の築造及びその維持管理に關し、指導監督を行ふこと。
 - 四 水道及び下水道の終末処理場の国庫補助に關すること。
 - 五 水道及び下水道の終末処理場に關する研究を行ふこと。
 - 六 ~~水~~ 水道料金の統制に關すること。
井戸水その他水の衛生に關すること。

(総務課)

第二十四条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 医務局の行政に關し、総合的企画及び調整を行うこと。
- 二 医療制度の調査研究、総合的企画その他医療の普及及び向上を図ること。
- 三 医師、歯科医師その他の医療関係者並びに医療、看護及び助産に關する法規に關して總括すること。
- 四 医療法(昭和二十三年法律第百五号)の施行に關すること。
- 五 角膜移植に關する法律(昭和三十三年法律第六十四号)の施行に關すること。
- 六 医療機関の整備改善を図ること。
- 七 医療に關する調査を行うこと。
- 八 国立病院及び国立療養所の事務監査を行うこと。
- 九 医務出張所に關すること。
- 十 病院管理研修所に關すること。
- 十一 医道審議会及び医療審議会に關すること。

十二 日本医療団の清算の指導監督に關すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、局の事務で他課の主管に属しないもの

(管理課)

第二十大条 管理課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 国立病院特別会計の予算、決算及び会計に關すること。
- 二 国立療養所の予算、決算及び会計に關する事務を總括すること。
- 三 国立病院及び国立療養所の職員に關する事務を總括すること。
- 四 国家公務員共済組合法第三十九条第二項第四号の規定により厚生省に設けられた共済組合に關すること。

(企業課)

第三十三条 企業課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 医薬品、衛生材料、医療用具及びその他の衛生用品（以下「医薬品」という。）の生産、貿易等に関する総合的企画及び調査並びに調整を行うこと。
- 二 医薬品等の生産、販売等の事業に関する金融のあつ旋その他助成振興に関すること。
- 三 医薬品等の生産、販売等の事業に関する会社経理応急措置法（昭和十一年法律第七号）、企業再建整備法（昭和十一年法律第四十号）中小企業等協同組合法（昭和十四年法律第八十一号）、外資に関する法律（昭和二十五年法律第六十三号）及び企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）の施行に関すること。
- 四 医薬品等の輸出入及びこれらに関する輸出検査法（昭和三十二年法律第九十七号）の施行に関すること。
- 五 医薬品、医療用具及び化粧品等の輸入販売業の登録に関すること。

- 六 医薬品等の価格及びこれらの生産に必要な資材に関すること。
- 七 医薬品等の生産、販売、貿易等に関する事項であつて、他課の主管に属しないものに関すること。

(引揚援護局の分課)

第六十四条 引揚援護局に、次の七課を置く。

- 庶務課
- 援護課
- 復興課
- 業務第一課
- 審査第一課
- 業務第二課

審査第三課

2 未帰還調査部に、調査官三人を添く。

(調査官)

第七十二条 調査官は、命を受けて、未帰還調査部の所掌事務を分掌する。